

**「松江市文書館の設置及び管理に関する条例」(案) についての  
意見募集の結果及び意見に対する市の考え方**

**1. 意見募集の結果について**

募集期間	令和7年11月25日(火) から令和7年12月24日(水) まで
資料公開場所	市ホームページ、本庁行政資料コーナー、支所、松江城・史料調査課
意見提出者	3名
意見件数	7件

**2. 意見の概要と市の考え方**

別紙のとおり

【別紙】「松江市文書館の設置及び管理に関する条例」(案) に対するご意見と対応

項目	番号	ご意見	対応
(全体について)			
	1	関係機関職員及び関係者諸氏のご尽力により本条例案が作成されたことに、まず以て深く感謝申し上げたい。『松江市史』の編纂以来掲げてきた目標がようやく実現の運びになった思いで、感無量である。本条例が島根県及び県内各市への良き前例・模範となればと願うところである。	貴重なご意見ありがとうございました。
第1条			
(目的)	2	設置の目的を「情報を発信することを通じて松江地域史の研究を推進すること」とされているが、「地域史研究」だけでなく、文書館での情報発信や展示等を通じて松江市民（地域住民）に松江市についての興味・関心を高め、より理解を深めていただく（＝啓発）という意味もあるのではないか。	貴重なご意見として承りました。文言を整理して、「啓発」の意味合いを加え、「松江市公文書等の管理に関する条例（令和●年松江市条例第●号）に規定する特定歴史公文書等及び地域史料を適切に収集し、及び保存し、並びに市民等の利用に供するとともに、市の歴史を検証し、歴史に関する情報を発信することを通じて松江地域史研究の推進を図り、もって市民等の郷土に対する理解の増進に寄与することを目的として…」に修正いたします。
第2条			
(名称及び位置)	3	中間書庫についてどこにも記載がないが、次に述べる点（※ご意見5：第4条（事業）に「特定歴史公文書等の選定」に関する規定がどこにも見えないが、その必要はないか。）とも関わって、その必要はないか。	貴重なご意見ありがとうございました。「中間書庫」は、行政機関で作成された公文書のうち保存期間が長く日常業務で頻繁に使用することが少ない（半現用段階の）公文書を集中して保存・管理する書庫のことです。公文書館等に中間書庫機能を持たせることは、保存期間満了前

			<p>のでできるだけ早い時期に評価・選別できる仕組みとして、国立公文書館でも用いられている手法です。（「独立行政法人国立公文書館中間書庫業務要綱」）</p> <p>当市においては「中間書庫」という言葉はありませんが、現用文書の文書庫と同一の施設内に特定歴史公文書等の書庫も備えることにより、円滑に評価・選別及び移管ができるように整備しています。</p> <p>文書庫の役割や特定歴史公文書等の評価・選別の仕組みについては、「松江市の公文書等の管理に関する条例」に基づき、別途規程・要綱等で規定させていただきます。</p>
第3条			
(定義)	4	第3条で「地域史料」の定義が簡潔かつ具体的に記されており、文書館で行われる業務が明確になりました。	貴重なご意見ありがとうございました。
第4条			
(事業)	5	「公文書等の管理に関する条例」(案)を含め、「特定歴史公文書等の選定」に関する規定がどこにも見えないが、その必要はないか。第1項を「特定歴史公文書等を選定・保存し」などと改めることも考えられるが、如何であろうか。	<p>貴重なご意見として承りました。「国立公文書館法」第11条第3項を参照し、本条例第4条第3項の「歴史資料として重要な公文書の保存及び利用に関する専門的技術的な助言を行うこと」が、特定歴史公文書等の評価・選別を意味するものとしていますが、これではわかりにくいかと思えます。</p> <p>文言を整理の上、「歴史資料として重要な公文書の評価及び選別並びに利用に関する専門的技術的な助言を行うこと」に修正します。</p>

	6	<p>これまで松江市史編纂事業以来、松江市では貴重な地域史料の史料集化に力を入れてこられ、県内の他自治体を見回してみても、特筆すべき重要な活動とっておりました。</p> <p>古文書、古記録、絵図などに記された文字には、一般には解読しづらいものも多く、読みやすく翻刻された史料集は地域の歴史を市民自ら学習していくうえで重要です。また、貴重な地域史料が史料集化されていたことで、原本が失われたが、残された史料集で内容を確認出来た、という話もよく聞きます。</p> <p>第4条では文書館で行う事業が列記されており、いずれも重要な内容だと思います。そのうえで、これまで松江市で実績を重ねてこられました、「貴重な地域史料の史料集化」という趣旨を、一つの項目として加えていただきますよう願います。</p>	<p>貴重なご意見をありがとうございます。</p> <p>第4条第5号で掲げている「歴史編纂（さん）」にはご指摘の「貴重な地域史料の史料集化」も含まれていますが、わかりづらいため、文言を修正し「市の歴史に関する調査研究及び史料集等の編纂（さん）並びに情報発信を行うこと。」とします。</p>
第14条			
(費用の負担)	7	<p>公文書管理条例21条及び設管条例14条において、どちらも、費用負担を求めている条文になっていますが、設管条例の概要資料の14条の箇所は「複写（いわゆるコピー）は不許可とする。」となっているようです。</p> <p>実費負担すれば複写は可能ですか？不可ですか？</p> <p>それとも、公文書管理条例21条は特定歴史公文書等が対象で複写可、一方、設管条例14条は地域史料が対象で複写は不可、のように、出所による複写の可否の違いがあるのでしょうか？</p>	<p>「松江市公文書等の管理に関する条例」第21条に規定する費用負担の対象は特定歴史公文書等であり、複写の方法による写しの交付を可能としています。</p> <p>一方、「松江市文書館の設置及び管理に関する条例」第14条に規定する費用負担の対象は地域史料です。地域史料は個人や団体等からの寄贈・寄託等により受け入れたものであり、その多くは古文書や古写真、古絵図等の古い資料です。受け入れるまでの保存のあり方も出所により様々であり、原本状態が必ずしもよいとは言えません。原本保存の観点から地域史料は紙の複写は不可とし、原</p>

			<p>則「撮影」のみとさせていただきます。</p> <p>なお、文書館側で当該地域史料の画像を既に持っており、そのデータの提供方法が電磁的媒体（CD や DVD）である場合は、特定歴史公文書等と同様、実費を費用負担いただくこととしております。</p>
--	--	--	---